

第 11 回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成 24 年 7 月 10 日（火）

消費生活センター 2 階会議室

委員長： 定刻になりましたので、ただいまより第 11 回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。

本日は、6 月に公民協働課で実施いたしました「門真市自治基本条例素案市民説明会」及び「同パブリックコメント」の結果につきまして事務局より報告いたします。その後、それらを踏まえた上で、門真市自治基本条例（案）について、改めて皆様方で検討していただきたいと思っております。

それでは、お手元の次第に沿いまして、案件 1 でございます。「門真市自治基本条例素案市民説明会の実施結果について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局： それでは、説明に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、

「資料 1 門真市自治基本条例素案市民説明会での主な意見」、

「資料 2 門真市自治基本条例素案についてのパブリックコメント（意見と回答）」、

「資料 3 門真市自治基本条例（案）」となります。

以上の資料、お手元にお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局へお知らせください。

それでは、早速ではございますが、門真市自治基本条例素案市民説明会の実施結果について、報告させていただきます。

「資料 1 門真市自治基本条例素案市民説明会での主な意見」をご覧ください。

6 月 10 日及び 17 日の日曜日に、市内の全小学校を会場とした、門真市自治基本条例素案市民説明会を実施いたしました。述べ 285 名の市民の皆様にお集まりいただき、様々なご意見を頂戴したところでございます。

また、市民説明会の開催にあたりまして、市内で活動されております 29 団体に対し、市民説明会の周知及び簡単な条例

の説明等を行わせていただき、述べ 345 名の方に周知及び説明をさせていただきました。

次に、「門真市自治基本条例素案市民説明会」での市民の皆様からの主な意見について、ご報告いたします。

条文に関わるご意見は 13 件ございました。

まず、条文全体にするご意見ですが、1 つ目のご意見は、「条例全体で罰則規定が書かれていないが、拘束性等持つものではないのか。」です。

2 つ目のご意見は、「条文、説明の中で何回も市民が主体と言っているが、市民の意見に対して市役所は全面的に協力するということが良いのか。」です。

3 つ目のご意見は、「条例の条文の中に命の大切さ、警察と連携した防犯活動について加えて欲しい。」です。

4 つ目のご意見は、「条文には、「努めます」や「進めます」と書いているが、努めなかったらどうなるのかを書いていない。」です。

次に、第 4 条に関するご意見ですが、5 つ目のご意見は「第 4 条第 1 号に、最高規範性とあり、説明には『門真の 17 条の憲法』という説明もあったが、なぜそこまでの位置付けになるのか。もっとみんなが仲良く進めていけるような言葉が良い。」です。

次に、第 7 条に関するご意見ですが、6 つ目のご意見は、「第 7 条第 6 項で、『市民は子どもの健全育成を図るため』と、子どもだけピックアップしている。市民には、老人もいれば成人もいて、子どももいる。なぜ、子どもだけピックアップしているのか。」です。

次に、第 14 条に関するご意見ですが、7 つ目のご意見は、「情報共有の促進というのは、今までやっていなかったことを促進するということが良いのか。」です。

次に、第 16 条に関するご意見ですが、8 つ目のご意見は、「地域会議について小学校区としているが、中学校区ではいけないのか。」です。

9 つ目のご意見は、「中学校区ぐらいの大きさにし、全く違う組織として取り組みを進めた方がやりやすいのではないのか。」です。

10 個目のご意見は、「地域会議や校区という単位については議論したのか。」です。

11 個目のご意見は「地域会議と議会の関係はどうなっているのか。」です。

次に、第 17 条に関するご意見ですが、12 個目のご意見は、「17 条の自治基本条例推進委員会は、具体的に何か動きがあるのか。市民の公募と書かれているが、どういった形で進められているのか。」です。

13 個目のご意見は、「第 17 条の推進委員会の設置はいつごろか。」です。

このようなご意見をいただき、その他、「自治基本条例は、非常に立派な条例だと思う。」といった肯定的なご意見や「自治基本条例を知らない人が多くいるが、これまで自治基本条例の周知をどのように行ってきたのか。」「自治基本条例の周知にもっと努める必要がある。」「条例に書いていることを進めることが大切である。」「市が地域や市民のことをもっと知る必要がある。」「地域会議が早期に全小学校区で設置されるよう、積極的に働きかける必要がある。」「地域会議にどのような取り組みを求めているのか示してほしい。」など、市民の皆様の率直なご意見もいただいております。

市民説明会での意見の報告については、以上でございます。

委員 長 : 有難うございました。

ただいま事務局の方から、市民説明会での開催状況や市民からのご意見やご質問等を報告いただきました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

事 務 局 : 委員長、事務局からよろしいでしょうか。

委 員 長 : どうぞ。

事 務 局 : 今お示ししたご意見については、条例の条文に関するご意見を列記したものでございます。また、市民説明会の際に地域の方々からいただいた全体のご意見については、一定整理した上で、ホームページに掲載する方向で考えております。

以上でございます。

委 員 長 : 事務局から補足説明がありましたが、他に何かございますか。なければ、最後にご質問等の時間を設けたいと思います

ので、次に参りたいと思います。

それでは、案件2「門真市自治基本条例素案パブリックコメントの結果について」を引き続き事務局より、ご報告をお願いいたします。

事務局：

続きまして、門真市自治基本条例素案パブリックコメントの結果について、説明させていただきます。「資料2 門真市自治基本条例素案についてのパブリックコメント」をご覧ください。

門真市自治基本条例素案のパブリックコメントにつきましては、6月1日から28日まで実施いたしました。その結果、26件のご意見をいただいております。いただいたご意見の要点のみご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、1ページをご覧ください。

左側の番号1、2、3は、第2条第1号「市民」の定義についてのご意見をいただいております。市民に、門真市住民だけではなく、さまざまな人や団体などが含まれていることについて、反対意見をいただいております。

続きまして、2ページをご覧ください。

番号4、第2条第2号「事業所」の定義についてのご意見でございます。

「市内に事業所のある」という定めがないことについて、反対意見をいただいております。

次に、番号5、第3条、基本理念についてのご意見でございます。「誰もが『住みたい』『住み続けたい』と思えるまちを引き継ぐために」となっているのに対し、説明では「『住みたい』『住み続けたい』と思えるまちを形成していく」となっている。2つの表現は相反するものではないか。というご意見をいただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

番号6、第4条第1項最高規範性についてのご意見でございます。「門真市の自治の最高規範性を有し」となっている点について、「最高規範」という文言で本条例を位置付けることが、憲法や地方自治法に抵触するのではないか。というご意見をいただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。

番号7、第5条第2号協働によるまちづくりの基本原則に

についてのご意見でございます。今よりも、市や市議会が、市民の声を市政に反映させるよう努める必要がある、というご意見をいただいております。

次に、番号 8、9、10、第 6 条総合計画についてのご意見でございます。総合計画の策定や実施に当たり、市民の声を十分に反映させていく必要がある。市民の意見、声を重視し市政運営は厳正に行ってもらいたい。等のご意見をいただいております。

次に、番号 11、第 9 条第 1 項及び第 11 条第 2 項に共通する情報提供についてのご意見をいただいております。自治会等による回覧を活用した、行政情報等の周知について、無駄を省き、自治会を利用するなどの行為については謹んでもらいたい。というご意見をいただいております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

番号 12、第 9 条、第 10 条、議会または議員の役割についてのご意見でございます。「市民の声を市政に反映し、市民と一体となって正しい情報判断に努めること」という条文を加えていただきたい。というご意見をいただいております。

次に、番号 13、第 12 条、職員の役割についてのご意見でございます。「各部署の職員の専門知識や社会情勢の変革に対応できるだけの業務上の社会常識をわきまえ、市民の要請に的確に対応できるよう徹底した自己研鑽と行政機関としての基礎研修、専門研修を受けるよう義務付けすること」という条文を加えていただきたい。というご意見をいただいております。

次に、番号 14、15、第 16 条、地域会議についてのご意見でございます。地域会議の運営について、明確に示してほしい。納得のいく形で運営してほしい。というご意見をいただいております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

番号 16、17、第 16 条、地域会議の区域についてのご意見でございます。何故、原則として、小学校区とするのか。また、小学校区では、身近な共同体意識の形成が難しい地域があるのではないか。というご意見をいただいております。

続きまして、7 ページをご覧ください。

番号 18、19、第 17 条、門真市自治基本条例推進委員会についてのご意見でございます。市の関係各部署が日常業務を通

じて、協働によるまちづくりを推進すれば良いので、設置する必要はない。門真市自治基本条例推進委員会を通じて、条例が改正されるプロセスが分かりにくい。条例改正については審議機関を介したものでなければならない。というご意見をいただいております。

次に、番号 20、参政権についてのご意見でございます。本条例が市民に、市外に住む人や団体などを含めていることで、有権者である住民の権利を侵害し、市議会の存在意義にも関わるものである。というご意見をいただいております。

次に、番号 21、条例の周知等に関するご意見でございます。条例素案市民説明会への参加者が少なく、また条例が市民に浸透しているとは言い難い状況なので、更なる市民周知の徹底に努められたい。というご意見をいただいております。

次に、番号 22、本条例が違法である。とお考えのご意見をいただいております。

次に、番号 23、今までにない広報を実施し、広く市政情報が市民に行きわたるよう努められたい、また地域会議の設置に当たっては、多くの人に参加し運営されるよう求める。というご意見をいただいております。

次に、番号 24、「市民」による協働という名の直接的な政治参加で市政が運営されていくとなると、時間に余裕のある人だけが得をするというような不平等な市政運営になりかねない。というご意見をいただいております。

そのほか、本条例素案のパブリックコメント提出の要件には該当しない意見などが数件ありました。参考意見としてお配りしておりますのでご覧ください。

本日のお配りしております資料 2 の番号 1、2、3、4、6、20、21、24 と同様の意見であります。その一部をご紹介します。

第 2 条第 1 号にある「市民」という用語の定義について、「市民に他市の住民を含め、他市の住民が本条例の市民の役割を担うことは納得できない」というご意見や「門真市において本条例が制定された場合に、自分が住んでいる市町村に影響を及ぼしかねないので、条例制定に反対する」といったご意見でありました。

パブリックコメントのご意見、それについての回答等はお手元にお配りさせていただいております。

事務局からは、以上でございます。

委員長：パブリックコメントについての報告がありました。
それでは、ご質問のある方は、挙手願います。

委員：同じ人が何回か言っているのか。具体的な数を教えてほしい。

事務局：パブリックコメントについては、5名の方から提出がございました。意見の多くはお一人の方からのご意見です。14か所は同じ人からのご意見です。

委員長：半数以上が一人の方からのご意見でございます。
私の方から一点。パブリックコメントですから、意見への回答は基本的に全てされるということによろしいでしょうか。

事務局：似通った質問については、まとめることもございますが、基本的には、本日、案としてお示しさせていただいておりますとおります。これらについて、一定の手続きを終えた上で、公表していきたいと考えております。

委員長：この件に関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。なければ、案件3に参ります。
それでは、案件3「門真市自治基本条例（案）の策定について」引き続き事務局より、説明をお願いします。

事務局：続きまして、門真市自治基本条例（案）の策定について、説明させていただきます。
「資料3 門真市自治基本条例（案）」をご覧ください。
左側が、前回の条例制定検討委員会でのご意見を受けて、修正した条例素案でございます。右側が、今回、事務局において再度精査した、条例案でございます。
それでは、事務局において再度、条文の精査を行った点につきまして、ご説明させていただきます。
まず、1ページをご覧ください。
前文等に、()書きでひらがなを記載している部分、4行目

の銅鐸（どうたく）、8行目の対峙（たいじ）など常用漢字ではない漢字を含む用語につきまして、議案を提出する際にルビを振るのか、ひらがな表記とするのか現在法務課と検討中ですので、現段階では、事務局において、用語の後ろに（）を入れ、振り仮名を振るという形で記載を修正させていただいております。後ほどにもこのような（）書きの表記がございますが、全てルビ扱いということでご覧いただければと思っております。

次に、前文の28行目でございますが、門真市民憲章という用語を2重カギカッコでくくっておりましたが、2重カギカッコは通常、カギカッコの中で用語をくくる際に使用しますので、事務局において、1重カギカッコに修正しております。

次に、前文の説明の1行目でございますが、以前は門真という表記で始まっておりましたが、全体的に門真という表記と門真市という表記が混在しておりましたので、門真市と表記し、全体の表現を統一するよう、事務局において、字句の整理をしております。

同様に、前文の説明の7行目でございますが、「低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきた門真市は」を「本市域は、低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきましたが」に、事務局において、修正しております。

次に、前文の説明の30行目でございますが、「門真は、昭和30年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷き」を「昭和30年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷いた門真市は」に、修正しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

第2条第3号の議会についてでございますが、素案では「市民の代表者である議員により構成され」となっておりましたが、本条例における「市民」には、本市に通勤・通学をする人などの他市の住民も含めるという定義を定めております。この定義からいきますと、誤解を招く恐れがありますので、事務局において、「市民の代表者である議員により構成され」という表現を削る修正をしております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第7条第1項、市民の役割についてでございますが、素案では「協働によるまちづくりの原則」としておりましたが、

第5条の見出しと合わせるため、事務局において「協働によるまちづくりの基本原則」という表現に修正しております。

続きまして、10ページをご覧ください。

第10条、議員の役割についてでございますが、議員について、素案では「市民の代表者として」という文言がございましたが、第2条と同様に、削除する修正をしております。また、素案では「市民の意思を的確に反映させるため」としてございましたが、事務局において字句の整理を行い「市民の意思を的確に反映させ」という表現に修正しております。

第10条第2項の自己研鑽という用語は、常用漢字ではない漢字が含まれておりますので、事務局において、振り仮名を振っております。

続きまして、12ページをご覧ください。

第12条第1項でございますが、第10条第2項と同様に、自己研鑽という用語に、振り仮名を振っております。

事務局において、修正をかけさせていただいた点については、以上でございます。

委員長：事務局より説明がありました。
条例案の内容等について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委員：1枚目の説明ですが、2段落目に「洪水に苦しめられてきました～」という表現がありますけど、「が」というのは、逆の言葉が来ないといけないと思います。「低湿地帯が中心で、しばしば洪水に苦しめられてきた」と「船の行き来を行ってきた」という表現は逆にはならないと思います。前の、「低湿地帯が中心で、しばしば洪水に苦しめられてきた門真市は、バッテリーを作り、船の行き来を行ってきた」というのは、文章が繋がっていたと思いますが、「洪水に苦しめられてきたけれど、船の行き来を行ってきた」という文章では繋がりが悪く、1ページだけに少し「が」の使い方が気になります。

事務局：ご指摘の点については、検討させていただきたいと思いません。

委員：1ページのところで、前文の門真市民憲章の二重カギカッ

コを1重カギカッコに修正したということですが、説明はそのままになっていますね。4, 7, 13ページの説明についても、カッコの中に入るときに二重カギカッコとするのであれば、全て合わせたらどうかと思います。

事務局： ご指摘の点は、修正を含め検討していきます。

委員： すみません。確認していただきたいのですが、条文の中には二重カギカッコという形は使えないということで、一重カギカッコに修正していただいている、説明の部分では、門真市の市民憲章を強調するという意味で二重カギカッコということかと思うのですが、説明についても二重カギカッコは使えないということで良いのですか。

事務局： 説明には、おそらく決まりはないと思います。ご指摘がありましたので、法務課にも確認をさせていただいた上で、修正を含めて検討したいと思います。

委員長： 事務用語ですので、確認していただきたいと思います。他にご意見等ございましたらお願いします。

委員： 説明という形で資料を作らせていただいておりますが、最終形としてこのまま説明とするか、逐条解説とした方が良いかと考えるところもありますので、法務課と調整中して、場合によっては、そのあたりも含めて少し修正を検討した方が良いかと思っています。

委員長： では、ここまでのご意見を確認させていただきます。さきほど、何点かご質問・ご意見等ございました。前文の説明の「洪水に～」という部分で、否定しながら後で門真の地形の特性について述べているという形は変えた方がいいのではというご意見、二重カギカッコの使い方についてのご意見、説明とするか逐条解説とするかという点についてのご意見、いただいたご意見はこれくらいかと思っています。よろしいでしょうか。

それでは、これらのご意見につきまして、事務局でご検討いただきたいと思います。

委員の皆様、他に何かございますか。

委員：私の方から、一点質問ですが、修正箇所について、「事務局において」という言葉がありましたが、パブリックコメントを受けての修正というのはあったのですか。

事務局：ございません。
その部分は、パブリックコメントの回答箇所にも修正していない旨を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

委員：市民説明会の参加者が全校区で285名、その中にも、「自治基本条例の周知に努める必要がある。」という意見があるように、市民説明会の参加者数やパブリックコメントの提出数を考えますと、自治基本条例の制定に向けた機運をもっと高める必要があるのではないのでしょうか。

9月議会提出に向けて調整してきましたが、ここでスケジュールの見直しも含めた検討をしても良いかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：ただいま、ご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

委員：自治の基本的なルールを定めるという条例の性格を考えますと、私も更なる条例の周知などが必要と考えます。

委員長：それでは、次回の当委員会において、今後のスケジュールの見直し等について、検討するというところでいかがでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：それでは、案件4「その他について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、今後のスケジュール等について、説明させていただきます。

本日、ご指摘がありましたとおり、スケジュールの見直し

も含めた検討を次回の当委員会で行いたいと考えます。次回の開催につきましては、委員長と調整の上、皆様にご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

委員長： 説明は終わりました。委員の皆さんから、他に何かありませんでしょうか。

無いようですので、これを持ちまして、本日の委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。